

厚生労働省との定期会合

2022年度第3回 説明資料 (抜粋)

2023年2月1日 (水)



一般社団法人日本BPO協会

3. 国への要望事項

(1) 派遣労働者の賃金引き上げに関する派遣先の理解のさらなる徹底

同一労働同一賃金における一般賃金額の上昇への対応のみならず、現在の大幅な物価上昇に対応した賃金の引き上げが喫緊の課題となっている。派遣労働者のみならず、パート・有期雇用労働者を含めた労働者全体の賃金引き上げの環境づくりに取り組んでいただきたい。

特に、派遣労働者の賃金引き上げには、派遣先の理解が不可欠であるので、行政において、派遣先の理解促進のため、より一層の指導の徹底をお願いしたい。

例えば、都道府県労働局において「派遣先セミナー」を開催し、派遣労働者の賃金等待遇の向上への取り組みを徹底していただければ、大きな効果が期待できる。

(2) 派遣先におけるパート・有期労働者に関する同一労働同一賃金の徹底

(1) についての派遣先の理解を深める上では、派遣先におけるパート・有期労働者に関する同一労働同一賃金の徹底が重要であるので、行政においても、周知・指導の徹底をお願いしたい。

3. 国への要望事項

(3) リスキングやキャリアアップに関する発信

リスキングやキャリアアップは派遣・請負労働者にとっても大変重要であるので、事業者や労働者が積極的に取り組むことができるよう、具体的な取組事例やメニュー等を行政においても発信していただきたい。

3. 国への要望事項

(4) 労働者派遣法改正関係

2019年11月20日労働政策審議会のヒアリングにおいて下記事項を要望しているが、2020年7月14日に取りまとめられた「労働者派遣制度に関する議論の中間整理」においては、いずれも「今後あらためて制度のあり方について検討する」とこととされているので、あらためて要望する。

① 日雇派遣の原則禁止について

○日雇派遣による就業を希望する者は非常に多いが、「年収 500 万円以上」という所得要件によって働くことができない人が多い実情にある。

さらに、所得証明書を派遣事業者に提出することに抵抗感を持っている人は多く、所得要件を満たしているのに働くことができない人も多い。

所得要件の撤廃を含め、日雇派遣で就労を希望する人が働くことができるようにすることが必要である。

○日雇派遣の抱えている課題については、原則禁止という手法ではなく、個別に具体的に検証して対処することが適当である。

雇用管理の問題があるのであれば、派遣元に日雇派遣のための特別の雇用管理体制を整備させることを許可の条件としてはどうか。安全衛生上の問題があるのであれば、危険・有害業務など不適切な業務をネガティブリスト化して禁止してはどうか。

3. 国への要望事項

(4) 労働者派遣法改正関係

② 離職後1年以内の労働者派遣の禁止について

- 常用代替の恐れが全くないにも関わらず、離職後1年以内の労働者派遣の禁止規定により就業することができないケースが見受けられるため、本禁止規定は削除すべき。
- 仮に常用代替の防止の観点から当該規定を削除することが困難であるのであれば、常用代替の恐れがない場合や合理的な理由がある場合などについては、禁止の例外とすべき。

③ いわゆるマージン率等の情報提供について

- マージン率等の公開は、「契約自由の原則」を侵すことにもなりかねず、あらゆる業種のなかで、労働者派遣事業だけがマージン率等の公開を定められており、公平性の観点からも、廃止すべきである
- 人的資本経営やリスキリングなど、人への投資が大きな課題になっているが、派遣事業者が派遣労働者の教育訓練に力を入れれば入れるほど、マージン率は高くなり、誤解を生じかねないので、マージン率等の公開は適切ではない。

3. 国への要望事項

(5) 人材開発支援助成金の見直し

人材開発支援助成金の主なコースの対象者は「正規雇用労働者及び多様な正社員」で、派遣労働者は対象となっていない。

派遣労働者の無期雇用化の推進や長期的なキャリア形成の促進のためには、派遣労働者に対する教育訓練の支援措置は不可欠であるので、同助成金の対象に含まれるようお願いしたい。

また、同助成金のうち「特別育成訓練コース」は、派遣労働者も対象となっているが、20時間以上のOFF-JT実施が要件となっている。

正規雇用労働者等を対象とした「特定訓練コース」等は10時間以上のOFF-JT実施が要件となっている。

特別育成訓練コースについて、要件緩和をお願いしたい。

2021年12月27日、小林洋司 厚生労働省 人材開発統括官に説明。

2022年5月24日、厚生労働省 人材開発統括官 若年者・キャリア形成支援担当参事官室に説明。

2022年7月6日、厚生労働省 需給調整事業課長、雇用復興企画官、人材サービス推進室長に説明。